

第7章 札幌市国民健康保険保健事業プラン 2018の推進

1 札幌市および札幌市国保の傾向

第6章までの分析から把握した札幌市及び札幌市国保の傾向をまとめます。

健康・医療情報の分析から明らかになった札幌市及び札幌市国保の傾向

【死亡】

- * 腎不全のSMR（標準化死亡比）が高く、慢性腎臓病を悪化させて死亡している人が多い。

【介護】

- * 介護認定者は、循環器疾患を治療している人が多い。

【医療】

- * メタボリックシンドローム関連疾病の医療費は、1か月で約25億円となる（平成27年6月診療）。
生活習慣病の医療費内訳では糖尿病・高血圧症・慢性腎不全（透析あり）の医療費が多い。
- * 入院医療費の割合が高い。入院医療費が高い疾患は、2位が狭心症、3位が脳梗塞。（1位は統合失調症）。
- * 被保険者で人工透析のレセプトを持つ人は、40歳代から増加している。
総医療費に占める各疾患の医療費の割合について上位10疾患をあげると、慢性腎不全（透析あり）が、40～74歳では第3位に、40～64歳では第1位となっている。

【健診】

- * 特定健診受診率が低い。
- * 男女とも空腹時血糖、LDLコレステロールの有所見者が多い。
- * 朝食欠食、夕食後間食、多量飲酒、喫煙が生活習慣の課題。
- * 特定保健指導の実施率が低い。
- * 健診結果から受診が必要な人が治療につなげていない傾向がある。医療機関への受診勧奨の結果、実際に受診した人の割合は約3割（特定保健指導非対象者重症化予防事業実績）。
- * 健診結果（平成28年度）から、各学会ガイドラインに基づいた重症化予防対象者のうち、約7,600人が未治療者。特に、Ⅱ度高血圧以上(1,887人)、心房細動(159人)、蛋白尿2+以上(225人)の人は、早急に受診が必要

2 健康課題の把握

医療費および健診等データの分析結果からは、第一期データヘルス計画策定時と同様の課題が抽出されました。

①健診を受けず、自分の健康状態を把握していない人が多い。

健診受診率が低く(H28 受診率 20.3%)、自分の健康状態を知る機会がないままにいる人が多い。

②メタボリックシンドロームのリスクがある人が多い。

健診結果からは、朝食の欠食、夕食後の間食、飲酒、喫煙などメタボのリスクとなる生活習慣のある人の割合、男女の血糖、LDLコレステロールの有所見の割合が全国と比べて高い。しかし、特定保健指導を受ける人が少なく(H28 実施率 9.1%)、メタボの改善につながりにくい状況。

③生活習慣病の重症化予防対象者が適切な治療につなげていない。

健診結果(H25)で重症化予防の対象者となる人のうち、未治療者が約7,600人。中には、蛋白尿2+以上、心房細動など、早急に対応が必要な人もいる。医療機関への受診勧奨の結果、実際に受診した人の割合は約3割(特定保健指導非対象者重症化予防事業実績)。

④医療と介護の両方を必要とする予防可能な疾患として、脳血管疾患と虚血性心疾患が多い。

③より、重症化して虚血性心疾患、脳血管疾患を発症し、入院治療や介護を要する割合が多い状況となり、生活の質の低下を招いているとともに、社会保障費に対する影響も大きい。総医療費に占める入院医療費割合(H27)40.7%(政令市20市中1位)/入院費用が多くかかっている疾患は、狭心症と脳梗塞/生活習慣病の医療費は1か月約25億円/介護認定者の有病状況は循環器疾患が多い。

⑤慢性腎臓病の状態を知らずに悪化させている人が多くいる可能性がある。

国保の人工透析患者率は高くないが、生活習慣病の中で3番目の高医療費。市民の腎不全での死亡率(全国比較)が高い。慢性腎臓病は自覚症状なく進行するため、「健診を受け自分の腎臓機能把握」「早期に適切な治療を受ける」人が少なく、悪化してから医療を受けている可能性がある。

生活習慣病が重症化し、QOLが低下するとともに、医療費・介護費が増大していく

第一期計画策定時から状況の大きな変化はないため、第二期計画においても、引き続き、これら5つを重点課題とします。

第7章 札幌市国民健康保険保健事業プラン2018の推進

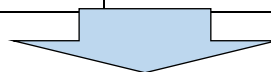
3 保健事業の目的・目標の設定

健康課題を解決するために実施しようとする姿を保健事業の目的とし、目的達成に必要な具体的な成果を目標として設定しました。目的・目標を達成するために実施する保健事業は以下の通りです。

目的
被保険者の生活習慣病の発症及び重症化を予防し、生活の質（QOL）の低下を防ぎ医療費の適正化を図る。



短期目標				
目的	指標	現状値	目標値	保健事業
特定健診の受診率の向上	特定健診受診率	20.3% (平成28年度)	31.0% (平成35年度)	特定健診受診・未受診者勧奨事業 個人の特性に応じた受診勧奨、受診率の高い地域に対する表彰制度を新規実施 地域連携特定健診等実施率向上事業 地域保健活動の中での健康教育及び啓発等の実施
特定保健指導の終了率の向上	特定保健指導終了率	9.1% (平成28年度)	23.0% (平成35年度)	特定保健指導未利用者勧奨事業 個別未利用者勧奨の強化
特定健診の結果、重症化予防の対象となる人の割合を減らす	重症化予防の対象となる人の割合	27.9% (平成28年度あなみツール)	減少させる	特定保健指導対象者 重症化予防事業（医療機関受診勧奨） 特定保健指導未利用者に利用勧奨と併せて、未治療者に対して医療機関への受診を勧奨 特定保健指導非対象者 重症化予防事業（医療機関受診勧奨および保健指導） 健診結果が受診勧奨判定値となった人に対して、医療機関への受診勧奨および医療機関と連携した保健指導を実施（特定保健指導対象者を除く） 糖尿病性腎症 重症化予防事業（医療機関受診勧奨および保健指導） 健診で糖尿病に関する検査結果が受診勧奨判定値となった人に対して、医療機関への受診勧奨および医療機関と連携した保健指導を実施（特定保健指導対象者を除く）



中長期目標
特定健診の受診率の向上により、生活習慣病のリスク及びそれが重症化する可能性がある人の掘り起しに努め保健事業につなげることで、被保険者のQOLの低下を防ぐとともに、医療費の適正化を目指す。

第7章 札幌市国民健康保険保健事業プラン2018の推進

4 保健事業計画

設定した目的・目標達成のために実施する保健事業の概要を記載します。
評価については毎年度実施し、必要時応じて事業の見直しを行います。

事業名	特定健診受診・未受診者勧奨事業	地域連携特定健診等受診率向上事業
目的	個別の勧奨や地域の表彰等により、毎年継続して受診する人を増やす。	住民が生活習慣病予防のための保健行動がとれるよう、地域と連携して、地域住民の健康意識の醸成を図る。
対象	特定健診未受診者	札幌市国保被保険者を含む対象地区住民
事業の概要 (方法)	<p>継続受診者を増加させるため取り組みを重点的に実施。</p> <ul style="list-style-type: none"> 対象者に送付する受診券の送付方法を世帯単位から個人単位に変更 継続受診率向上対策の強化 <p>過去4カ年に受診歴を有する者を対象にした受診勧奨を新たに実施。</p> <ul style="list-style-type: none"> 地域における健康意識の醸成 受診率の高い地域に対する表彰制度の新設。 	<p>地域保健活動の中で、地区診断を基に、地域と連携して普及啓発・健診受診勧奨・健康教育・保健指導を実施。</p> <ul style="list-style-type: none"> 地域と連携した普及啓発・夜間健診・休日健診・出前健診等実施による受診機会の拡大 健診結果説明会等開催による健康教育・保健指導の実施
実施体制（実施者）	保健福祉局国保健康推進担当課	保健福祉局国保健康推進担当課 各区保健福祉課及び健康・子ども課
事業目標	勧奨による特定健診受診率向上	対象地区の生活習慣病予防に関する健康課題を地域で共有する。 対象地区の特定健診受診率・特定保健指導利用率の向上。
ストラクチャー指標	勧奨対象者の選定、個別勧奨の文書及び受診券等の構成、表彰等による地域との情報共有	区・関係機関・地域住民との連携体制、関与度
プロセス指標	アセスメント、勧奨手段	情報収集、アセスメント、実施手段
アウトプット指標	受診勧奨（電話・文書）回数	休日等健診の回数・受診人数、健診結果説明会等の健康教育の回数及び利用者数、各種イベント等での普及啓発回数
アウトカム指標	対象者のうち受診者数の増加	対象地区の生活習慣病の健康課題の共有度 対象地区の特定健診受診率、特定保健指導利用率

第7章 札幌市国民健康保険保健事業プラン2018の推進

指標の種類	内 容
ストラクチャー指標	実施体制
プロセス指標	実施過程
アウトプット指標	何を、何人に・何回実施したのか等
アウトカム指標	目的・目標が達成できたか、成果等が得られたか

事業名	特定保健指導利用・未利用者勧奨事業	特定保健指導対象者重症化予防事業
目的	個別の勧奨により、特定保健指導を利用する人を増やす。	特定健診において受診勧奨判定値となった特定保健指導対象者が、医療機関を受診し、生活習慣病の重症化を予防する。
対象	①特定保健指導未利用者 ②特定保健指導利用者及び特定保健指導新規対象者	特定健診において、質問票に「服薬治療無し」との記載があり、受診勧奨判定値となった特定保健指導対象者で、まだ特定保健指導を利用していない者。 ※優先する対象者 ①Ⅱ度高血圧以上、 ②尿蛋白2+以上 ③心電図心房細動所見 可能であれば④HbA1c6.5以上
事業の概要 (方法)	①区で毎月未利用者に文書及び電話等にて勧奨実施。 ②特定保健指導利用促進と運動習慣定着のきっかけづくりとして、運動施設での指導が体験できる「運動お試し券」を配布。	特定保健指導の利用勧奨と併せて、訪問・電話・文書送付により適切な治療の必要性を指導し、医療機関の受診を勧奨する。受診勧奨後に治療状況を確認する。
実施体制（実施者）	各区保健福祉課及び健康・子ども課	対象者抽出：保健福祉局国保健康推進担当課 受診勧奨：各区保健福祉課及び健康・子ども課
事業目標	<ul style="list-style-type: none"> ・特定保健指導利用率の向上 ・メタボの改善者増加 ・翌年度の特定保健指導対象者の減少 	重症化予防の対象者となる人の割合の減少
ストラクチャー指標	区及び委託機関との連携体制	医療機関との連携体制
プロセス指標	アセスメント、実施手段	アセスメント、実施手段
アウトプット指標	①利用勧奨回数（文書・電話・訪問） ②運動お試し券交付数	受診勧奨（訪問・電話・文書）回数
アウトカム指標	①特定保健指導利用率 ②特定保健指導利用率、運動お試し券利用率	対象者のうち治療開始した者の割合

第 7 章 札幌市国民健康保険保健事業プラン 2018 の推進

事業名	特定保健指導非対象者の重症化予防事業 (健診フォローアップ事業)	特定保健指導非対象者の重症化予防事業 (元気アップ応援事業)	糖尿病性腎症重症化予防事業
目的	特定健診において、腹囲・BMIは基準値内であるが、受診勧奨判定値となった項目がある者が、医療機関を受診し、生活習慣病の重症化を予防する。	特定健診において受診勧奨判定値となった服薬治療中の対象者の、疾病の重症化を予防する。	特定健診で血糖コントロール不良の者の糖尿病性腎症の発症及び進展を予防する。
対象	特定健診において、質問票に「服薬治療無し」との記載がある、腹囲・BMIは基準値内であるが、受診勧奨判定値となった項目がある者。 ※優先する対象者①Ⅱ度高血圧以上、②尿蛋白2+以上、③心電図心房細動所見	服薬中のために特定保健指導の対象とならない、下記の基準該当者。 ①Ⅱ度高血圧以上 ②LDL コレステロール 180mg/dl 以上	特定保健指導対象者を除く下記の基準該当者。 ① 糖尿病治療中：HbA1c 7.0 以上 ② 糖尿病未治療：HbA1c 6.5 以上
事業の概要 (方法)	訪問・電話・文書送付により適切な治療の必要性を指導し、医療機関の受診を勧奨する。受診勧奨後に治療状況を確認する。	訪問・電話・文書送付により事業への参加を勧奨する。参加希望者に対し、主治医と連携して特定保健指導（積極的支援）に準じた保健指導を実施する。	①対象者に対して、訪問・電話・文書送付により事業への参加を勧奨する。参加希望者に対し、主治医と連携して特定保健指導（積極的支援）に準じた保健指導を実施する。 ②訪問・電話・文書送付により適切な治療の必要性を指導し、医療機関の受診を勧奨する。受診勧奨後に治療状況を確認する。
実施体制（実施者）	保健福祉局国保健康推進担当課	保健福祉局国保健康推進担当課	保健福祉局国保健康推進担当課
事業目標	重症化予防の対象者となる人の割合の減少	重症化予防の対象者となる人の割合の減少	・重症化予防の対象者となる人の割合の減少 ・人工透析導入前の糖尿病性腎症患者の腎機能低下遅延
ストラクチャー指標	医療機関との連携体制	医療機関との連携体制	医療機関との連携体制
プロセス指標	アセスメント、実施手段	アセスメント、実施手段	アセスメント、実施手段
アウトプット指標	受診勧奨（訪問・電話・文書）回数	・利用案内送付数 ・保健指導回数（文書、電話、訪問） ・医療機関への連絡回数	①利用案内送付数 保健指導回数（文書、電話、訪問） 医療機関への連絡回数 ②受診勧奨（訪問・電話・文書）回数
アウトカム指標	対象者のうち治療開始した者の割合	事業参加者の健診結果の維持・改善度、生活習慣の改善度	①事業参加者の健診結果の維持・改善度、生活習慣の改善度 ②対象者のうち治療開始した者の割合

5 計画の評価・見直し

毎年度、評価指標の状況や、被保険者の計画に掲げる施策の進行状況等を、国保データベース（KDB）システム等から把握し、評価していきます。

平成32年度には中間評価を、最終年度である平成35年度には最終評価を行います。中間評価の際には、計画の進捗状況等をふまえ、必要に応じて計画の見直しを行います。また、国民健康保険団体連合会、北海道後期高齢者医療広域連合、北海道、医師会等と連携して評価を行います。

6 計画の公表・周知

策定した計画は、区役所等で配付するとともに、札幌市ホームページに掲載します。

7 個人情報の取扱

札幌市における個人情報の取扱いは、「札幌市個人情報保護条例」によります。

8 地域包括ケアにかかる取組

被保険者を含む市民が住み慣れた地域で安心して生活できるよう、地域包括ケア推進担当部署等と医療・健診データを情報共有し、地域包括ケアシステムの構築に向けて連携して取り組んでいきます。